

熊本市節水器具普及協力店制度要綱

制定 平成17年 4月 7日市長決裁

改正 平成27年 2月20日環境局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、節水器具の普及を推進し地下水の保全を図るため、熊本市節水器具普及協力店（以下「協力店」という。）制度について、必要な事項を定めるものとする。

(協力店)

第2条 協力店とは、直接消費者に物品の販売を行っている市内の小売店舗等で、次の各号に掲げる事項に協力するものとする。

- (1) 節水器具専用の販売コーナーを店内に設置し、本コーナーの陳列が台所用、洗濯用、トイレ用、風呂用など用途別に節水器具を陳列するなど市民にわかりやすいものとするよう努めること。
- (2) 販売及び陳列にあたっては、別表に掲げる節水器具及び節水設備等の種類の充実に努めること。
- (3) 夏季に頒布する広告チラシ等に節水器具を掲載するよう努めること。
- (4) 節水器具の取扱いについて市民に適切な説明・指導に努めること。
- (5) 節水器具の販売数量について必要に応じて市に情報提供を行うこと。

(登録)

第3条 協力店として登録を受けようとする店舗等は、熊本市節水器具普及協力店登録申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、前条の要件を充たしていると認めるとき協力店の登録をするものとし、熊本市節水器具普及協力店登録証（様式第2号）を協力店に交付するものとする。

3 第1項の申請の内容に変更が生じ、又は登録店を廃止するときは、直ちに熊本市節水器具普及協力店（変更・廃止）届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第4条 市長は、協力店として不適当と認めたときは、協力店の登録を取り消すことができる。

(協力店の責務)

第5条 協力店は、第2条の各号に掲げる事項に積極的に取り組み、自らも節水を実践するなど地下水の保全に努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、協力店及び節水器具の普及について広く市民に周知するよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月20日から施行する。

別表（第2条関係）

節水器具・節水設備等	用途	機能
節水アダプター	蛇口用	水道の先端に取り付け、少量の水でも使用感が変わらない器具。
節水コマ	蛇口用	蛇口の開き度によって、水の出方を調整する器具。
節水レバー	蛇口用	蛇口をレバーで開閉することができ、握力の弱い方でも簡単に水を止めることができる器具。
定量止水式蛇口	蛇口用	設定した水量になると自動で止水する器具。
お風呂ブザー	風呂用	風呂の湯が一定の量・温度になったら鳴るブザー。
節水型シャワーヘッド	風呂用	従来のタイプと比べ節水効果のあるシャワーヘッド。
バスポンプ	洗濯用	小型のポンプで風呂の残り湯を洗濯機等に汲み上げる。
節水おもり	トイレ用	トイレタンク内の弁に取り付けて洗浄水量を節約する。
節水擬音装置	トイレ用	自動又は手動で流水音に似た音が流れ、二度流しの防止に効果のある装置。
節水型トイレ	トイレ用	トイレのタンクが従来のものより小型化し必要最小限の水量で流すことのできるトイレ設備。
雨水貯留タンク	散水用	雨樋とつなぎ、雨水を溜めて散水などに利用するタンク。
手元制御弁	散水用	ホースの先に取り付け手元で水の出し止めができる。

年 月 日

熊本市節水器具普及協力店登録申請書

熊本市長 （宛）

所在地

名称

氏名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

熊本市節水器具普及協力店要綱第 3 条第 1 項に基づき、次のとおり登録を申請します。

店 名	
所在地	〒 ー
連絡先	所属： 担当者氏名： TEL： FAX： 電子メール：
取り扱い 節水器具	※取り扱う節水器具の名称、用途、機能を記載すること
備 考	

熊本市節水器具普及協力店 登録証

様

貴店を、熊本市節水器具普及協力店として、熊本市節水器具普及協力店制度要綱第3条第2項の規定により登録します。

年 月 日

熊本市長

年 月 日

熊本市節水器具普及協力店（変更・廃止）届

熊本市長 （宛）

所在地

名称

氏名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

熊本市節水器具普及協力店要綱第3条第3項に基づき、次のとおり（変更・廃止）したので、届け出ます。

変更・廃止の内容

名称 代表者氏名	
店 名	
所 在 地	
備 考	

※ 変更の生じた欄のみ記入してください。